

# 社会福祉法人改革の施行スケジュールについて

		28年度 ～3月	29年度		
			4～6月	7月～	
関係法令改正等			●施行 ○適宜Q&A発出		
法人	評議員会関係	○定款変更(新評議員の選任方法等)の手続(理事会等の開催) ○評議員選任・解任委員会の開催 ○新評議員の選任	●旧評議員任期満了 新評議員の任期開始	○新評議員による定時評議員会の開催(決算、新役員、報酬基準等)	←定時評議員会終結時
	理事会関係		2週間空ける* ○旧役員による理事会の開催(決算、新役員等)	●旧役員任期満了 新役員の任期開始 ○新役員による理事会の開催(理事長の選定等)	
	会計監査人関係	○会計監査人候補者の選定 ⇒ 予備調査の実施 ○予備調査の結果に基づく法人による改善		○定時評議員会による会計監査人の選任	○会計監査契約締結
	社会福祉充実計画関係 ※残額のある法人のみ計画作成	<決算見込み> ○社会福祉充実残額の試算 ↓(残額がある場合のみ) ○社会福祉充実計画(案)の検討・作成	○公認会計士・税理士による確認 ※地域公益事業を位置付ける場合には、地域協議会等の意見聴取	○定時評議員会による承認	○所轄庁への承認申請
所轄庁	定款変更等	○定款変更認可			○充実計画承認
	地域協議会	○地域協議会の運営主体の検討、立ち上げ準備	○地域協議会の開催		
指導監査			○監査要綱、監査ガイドライン等の発出	○所轄庁職員への研修	○指導監査の実施
財務諸表等電子開示システム		○現況報告書等の様式発出 ○試行運用の結果を反映	○入力様式(本格稼働版)のダウンロード開始 ○自治体向け操作説明会	○本格稼働	○厚生労働省への情報の提供

※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

# 平成28年会計年度の決算関係スケジュール（例）

注）あくまで、例示であることから、各社会福祉法人の実態に応じて適切に実施していただきたい。

期間	月日	主要項目
	3月31日	○決算期
	5月10日	○事業報告等（事業報告及びその附属明細書）の提出（理事→各監事） ○計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の提出（理事→各監事） <（必要に応じて）特定理事の選定（任意）>
4週間経過日 （6月8日） まで		○監事監査の実施 ・ 監事で監事監査の実施方法（日程、職務分担など）について協議 ・ 業務監査及び会計監査の実施 ・ 監査報告の作成 <（必要に応じて）特定監事の選定（任意）>
	5月29日	○監査報告の提出（特定監事→特定理事）
	5月31日	○理事会の開催（旧役員による） 注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・ 定時評議員会の日時・場所、議題等（決算・新役員・報酬基準等※）の決定
2週間前の日から （中14日間）	6月1日	○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
1週間前まで （中7日間）	6月1日	○定時評議員会の招集通知の発出 （計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供）
	6月16日	○定時評議員会の開催 ・ 計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・ 新役員の選任、報酬基準の承認等※
		○理事会の開催（新役員による） 注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 理事長の選定等
		○理事長等の登記（理事長選定後2週間以内）
	6月30日 まで	○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き

毎会計年度終了後3月以内

※ 社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。